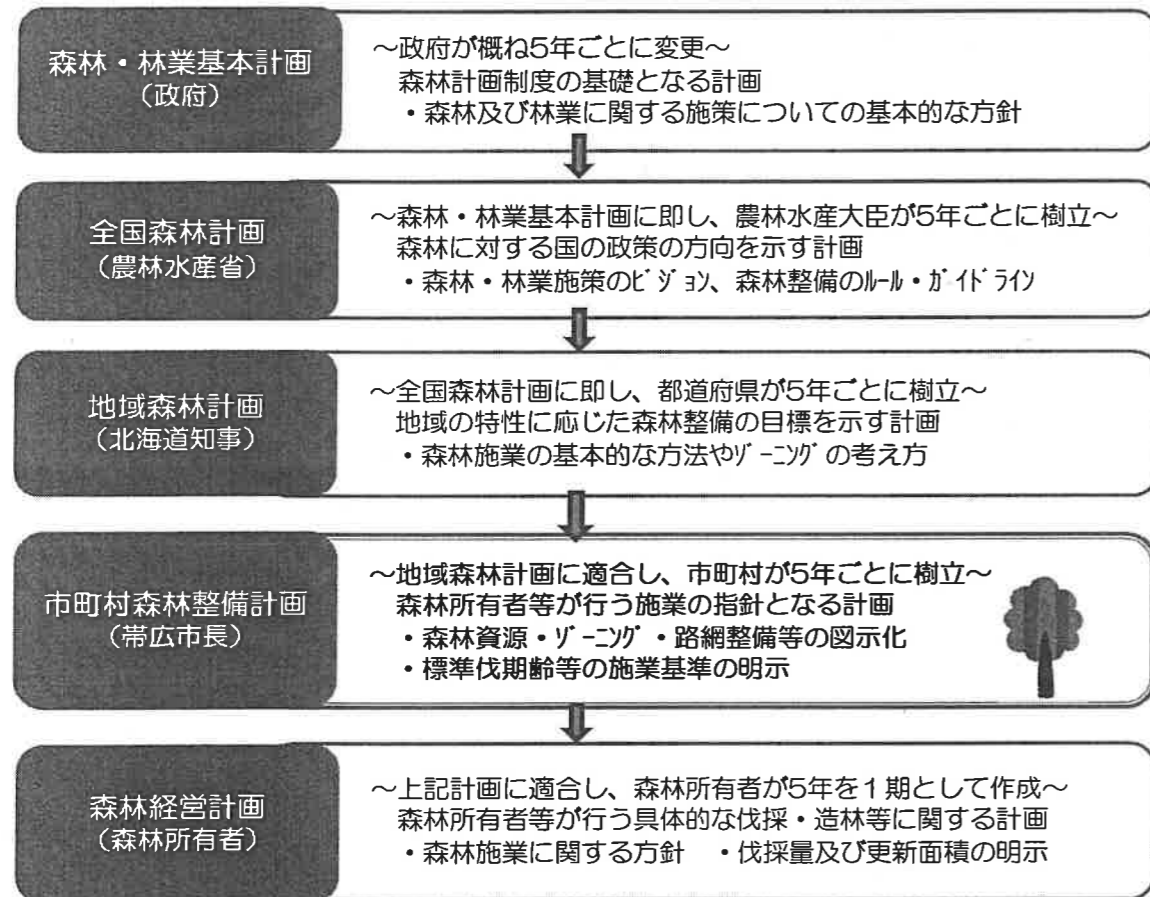


1. 計画の位置づけ

本計画は、森林法の規定に基づき、北海道の地域森林計画に適合するよう、民有林を対象に帯広市の実情を考慮し、森林・林業に関する施策の基本的事項や森林所有者が行う伐採・造林等の森林施業に関する指針等を定めるもの。

【森林計画制度における市町村森林整備計画の位置づけ】



2. 計画の期間

計画期間は、2019年度から2028年度の10年間。
(5年ごとに10年間の計画を策定)

3. 計画策定のスケジュール

- 12月28日 北海道の地域森林計画の決定
- 1月下旬 帯広市森林整備計画実行管理推進チーム(※)会議
- 2月8日 産業経済委員会への(案)の報告
- 2月中旬~ 公告・縦覧(概ね1か月)
- 3月中旬 国の意見聴取・北海道との協議
- 3月末 帯広市森林整備計画の決定

(※) 帯広市森林整備計画実行管理推進チーム とは

准フォレスター、森林施業プランナー、森林組合等の森林・林業の専門的な技術や知識を有する関係者により構成し、帯広市森林整備計画を実行性のある計画とするため、意見をいただくことを目的として設置している機関

4. 計画の構成

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
 - II 森林の整備に関する事項
 - 第1 森林の立木の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)
 - 第2 造林に関する事項
 - 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
 - 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 第8 その他必要な事項
 - III 森林の保護に関する事項
 - 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - IV 森林の保健機能の増進に関する事項
 - V その他森林の整備のために必要な事項
- 別表1~4

5. 主な変更点(案)

(1) 施業の標準的な方法(植栽本数等)にアカエゾマツを追加

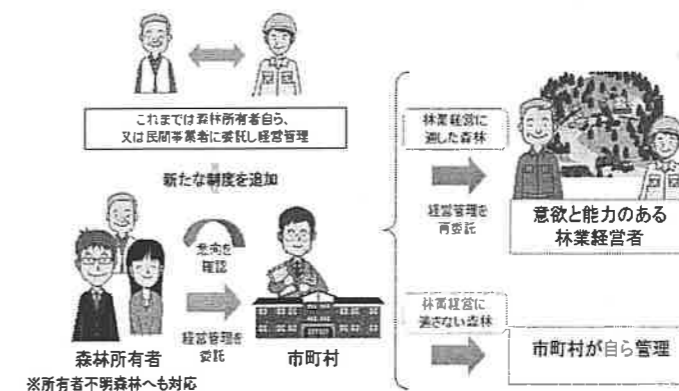
全地域森林計画において、アカエゾマツの植栽本数及び間伐の標準的な方法等が追加されたことから、「II 森林の整備に関する事項」の「第2」「第3」「第4」にそれぞれアカエゾマツの植栽本数や標準的な間伐・保育の時期、生産目標等を追加するもの。

(2) 森林経営管理制度(※)の活用に関する事項の追加

全国森林計画及び地域森林計画において、森林経営管理制度の活用に関する事項が掲載されたことから、「II 森林の整備に関する事項」の「第5」に森林経営管理制度に関する事項を追加するもの。

(※) 森林経営管理制度 とは

森林経営管理法に基づき、市町村は、適切な管理が行われていない森林所有者の同意を得て森林を適正に管理できる担い手を探し、森林の経営管理を行う仕組み。



※林野庁ホームページ「森林経営管理制度(森林経営管理法)について」より抜粋

(3) 要間伐森林に関する事項の削除

森林経営管理法において「災害等防止措置命令」が措置されることに伴い、森林法の「要間伐森林制度」が廃止される予定となっていることから、「II 森林の整備に関する事項」の「第3」から、要間伐森林に関する事項を削除するもの。

(4) 現況に応じた森林の区分の見直し

平成29年度末までに林地開発が完了した箇所等について、森林区分や施業方法の見直しを行うもの。